資料４−４

「いわて旅応援プロジェクト（第２弾）」の一時停止の取扱いについて

「いわて旅応援プロジェクト（第２弾）」については、これまで、県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル３相当と判断した場合等に一時停止することとしていたが、観光庁の地域観光事業支援の運用の変更（まん延防止等重点措置区域を支援停止対象に追加）を踏まえ、次のとおり変更する。

なお、今般の岩手緊急事態宣言の発出に伴う一時停止等は行わないものであるが、プロジェクトの利用に際しての基本的な感染対策の徹底について、改めてホームページ等で周知を行う。

【一時停止を行う場合の基準】

① **県内の全域又は一部区域がまん延防止等重点措置区域となった場合**には、宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）について、**全ての県民を対象に一時停止**する。

② **隣県のいずれかの全域又は一部区域がまん延防止等重点措置区域となった場合**には、**当該県全ての居住者**の宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）を**一時停止**する。

③ 上記に関わらず、感染状況等による国又は県の対応に応じて一時停止することがある。

なお、まん延防止等重点措置の実施を経ずにレベル３相当となった場合の対応については、従前のとおりであること。

（参考：従前の基準）
- 県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル３相当となった場合には、宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）の全てを一時停止する。
- 隣県のいずれかがレベル３相当となった場合には、当該県居住者の宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）を一時停止する。

（参考）いわて旅応援プロジェクト（第２弾）の概要

１　実施期間
令和３年 10 月１日（金）から令和４年３月 10 日（月）宿泊分まで

２　割引等対象
岩手県、青森県、宮城県及び秋田県の居住者（令和３年 12 月 11 日から隣県拡大）
※　令和４年１月 15 日（土）から当面の間、青森県居住者からの新規予約受付を一時停止（既存予約分（クーポン券配布含む）は対象となること。）

３　事業内容
- 県内旅行の宿泊代金等を宿泊施設又は旅行会社で割引（旅行商品代金の 50％、１人当たり５千円が上限）
- 土産物店等で利用可能な２千円のクーポン券を宿泊施設又は旅行会社で配布

４　感染対策（割引条件）
宿泊施設・旅行会社は宿泊・出発前時に、対象者の「予防接種済証等」又は「検査結果通知書」の確認が必要